

# 市川市移動支援事業実施基準

令和7年4月

市川市福祉部障がい者支援課

## 1 移動支援事業の概要

屋外での移動に支援が必要な障がいのある方<sup>1</sup>に対し、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。支援は、移動支援事業を行う者として市の登録を受けた事業者が行います。

## 2 移動支援事業を利用することができる方

移動支援事業を利用することができる方は、次の(1)から(4)のいずれかに該当し、原則として市内に住所を有する方<sup>2</sup>となります。

- (1) 肢体不自由1級の障がいのある方で、両上肢及び両下肢の機能の障がいのある方又はこれに準ずる方
- (2) 知的障がいのある方
- (3) 精神障がいのある方
- (4) 難病患者等であって、(1)に準ずる方

## 3 支給量基準

市川市における移動支援事業の支給量は、一月あたり20時間<sup>3</sup><sup>4</sup>を基準とします。

なお、本基準5(3)ウに定める「特別支援学校等への通学」に移動支援を利用する場合は、一月あたり40時間の支給を認めることとします。

## 4 実施方法

市川市における移動支援の提供形態は、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類があります。

### (1) 個別支援型

一人の利用者に対して、一人の支援者がマンツーマンでの支援を行う形態です。

### (2) グループ支援型

複数の利用者に対して、複数の支援者が同時支援を行う形態です（野外でのグループワークや同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援など）。

事業者は、グループ支援型を実施するにあたっては、次のアからオの要件をすべて満たす必要があります。

---

<sup>1</sup> 児童を含む。以下同じ。

<sup>2</sup> 重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る介護給付費等の支給決定を受けた方を除く。ただし、当基準5(3)ウに定める「特別支援学校等への通学」での利用は、これらの支給決定を受けていても可。

<sup>3</sup> 支給決定を受けた方に対して複数の障がいのある方がいる場合、当該支給決定を受けた方に突発的な通院等が考えられる場合は、一月あたり4時間の上乗せが可。

<sup>4</sup> 2人の支援者による支援が必要と認められる方については、支給量を40時間（20時間×2人分）とする。なお、必要と思われる場合には、個別に相談すること（身体介護を伴わない方は、2人介助の支給決定は不可）。

- ア. 一人の支援者が支援する利用者が1人を超え2人以下であること。
- イ. 支援者が1：1での移動支援を行ったことがある者に対して行われるものであること。
- ウ. 一つのグループについて支援者が2人以上であること。
- エ. すべての利用者の意向に基づく支援であること（すべての利用者がグループによる支援を了承していること）。
- オ. あらかじめ事業者において支援計画書を作成し、事故等なく安全に支援が完了するよう十分に留意して実施されるものであること<sup>5</sup>。

## 5 外出の範囲

通常は、『居宅等～目的地～居宅等』の一連の外出経路が移動支援の対象となりますが、この外出経路の一部のみで移動の支援が必要である場合は、当該一部のみ移動支援を利用することが可能です。

### (1) 対象となる外出の範囲

市川市における移動支援事業の対象となる外出については、次のとおりです。原則として、1日で終える外出を対象とします。

#### ア. 社会生活上必要不可欠な外出

(例) 買い物、公的機関・金融機関における諸手続き、冠婚葬祭への出席、病院へのお見舞いなど

#### イ. 余暇活動等社会参加のための外出

(例) 散歩・温浴施設、展示会や文化教養講座、レクリエーション施設、映画館、コンサート会場など

### (2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、市川市における移動支援事業の対象とはなりません。

#### ア. 通勤、営業活動等に係る外出

#### イ. 通年かつ長期にわたる外出

#### ウ. その他市長が適当でないと認める外出

### (3) 特例的に認める外出の範囲

特別支援学校等<sup>6</sup>への通学に係る外出については、特例として移動支援事業の対象とします。

移動支援を特別支援学校等への通学のために利用できる方は、市内に住所を有し、自身の力で居宅から学校まで行くことが困難<sup>7</sup>で、次の①又は②のいずれかに該当する

<sup>5</sup> 行動障害がある方などが多数とならないよう計画を作成すること。なお、支援計画書は任意の様式とし、事業所において5年間保管するとともに、市から求めがあった場合には提出すること。

<sup>6</sup> 「特別支援学校等」とは、義務教育における特別支援学校、特別支援学校高等部及び学区外の特別支援学級をいい、特別支援学校幼稚部及び普通学級は対象外。

<sup>7</sup> 「自身の力で居宅から学校まで行くことが困難」な方とは、障がい等の特性のため、①電車やバスを使って自宅から学校まで自分で行くことが困難な方、②学校のスクールバスに乗って学校まで行くことが困難な方、③学校のスクールバスのバス停まで自宅から自分で行くことが困難な方などをいう。

方<sup>8</sup>となります。

- ① 本人に重度の障がい等（重度心身障害<sup>9</sup>、医療的ケア<sup>10</sup>、強度行動障害<sup>11</sup>等）の特性があること。
- ② 保護者等に特別な事情<sup>12</sup>があり、他の送迎手段や付き添いが得られないこと。

## 6 外出に係る移動手段

次の(1)、(2)の移動方法が、市川市における移動支援に係る地域生活支援事業の対象となります<sup>13</sup>。

- (1) 徒歩
- (2) 公共交通機関

## 7 料金の利用者負担

移動支援に係る料金の利用者負担については、利用者の属する世帯の所得状況によって、サービス単価の10%又は0%のいずれかとなります。利用者負担分は、事業者にお支払いください。

世帯の市町村民税課税状況	負担割合
1. 市町村民税課税世帯	10%
1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯 (a) 本人（児童の場合は保護者）収入が80万円以下 (b) 上記以外 3. 市町村民税課税世帯 (a) 市町村民税均等割	無料

※ 「世帯」は、支給決定障がい者等が障がい者である場合にあっては、その配偶者に限る。

<sup>8</sup> 単に学校までの距離が遠いために行くことに困難を抱える方や、単にまだ学校までの道のりが覚えられないだけの方などは対象外。あくまでも「障がい等の特性のために」居宅から学校まで行くことに困難を抱える方が対象。また、放課後等デイサービスの送迎加算の対象となる送迎など、障害福祉サービス等報酬の算定の対象となる送迎等は移動支援には該当しない。

<sup>9</sup> 「重度心身障害」がある方とは、重度の肢体不自由（身体障害者手帳肢体不自由1級）、重度の知的障害（療育手帳A）、生活記録票（領域①～④全介助）の3つがそろった方をいう。

<sup>10</sup> 「医療的ケア」児とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。つまり、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するもの）をいう。

<sup>11</sup> 「強度行動障害」がある方とは、障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目の点数の合計が20点以上である方をいう。

<sup>12</sup> ひとり親、単身赴任、世帯に複数の障がい児、保護者の疾病、同居者への介護等。

<sup>13</sup> 車両を利用して支援を提供する場合は、車両に同乗する介護者についてのみ移動支援に係る地域生活支援事業費の算定が可能（運転手は算定対象外）。

## 8 サービス単価等

サービス単価等		
身体 の 介 護 を 伴 う 場 合	1 回当たりの利用時間が 30 分以下のとき	2,710 円
	1 回当たりの利用時間が 30 分を超え 1 時間以下のとき	4,280 円
	1 回当たりの利用時間が 1 時間を超え 1 時間 30 分以下のとき	6,220 円
	1 回当たりの利用時間が 1 時間 30 分を超え 2 時間以下のとき	7,100 円
	1 回当たりの利用時間が 2 時間を超え 4 時間以下のとき	7,100 円に 2 時間から計算して 30 分を増すごとに 1,200 円を加算した額
	1 回当たりの利用時間が 4 時間を超えるとき	11,900 円に 4 時間から計算して 30 分を増すごとに 830 円を加算した額
身体 の 介 護 を 伴 わ な い 場 合	1 回当たりの利用時間が 30 分以下のとき	1,120 円
	1 回当たりの利用時間が 30 分を超え 1 時間以下のとき	2,080 円
	1 回当たりの利用時間が 1 時間を超え 1 時間 30 分以下のとき	2,910 円
	1 回当たりの利用時間が 1 時間 30 分を超えるとき	2,910 円に 1 時間 30 分から計算して 30 分を増すごとに 730 円を加算した額
喀痰吸引等実施加算	1 日につきサービス単価に 1,060 円を加算	

※ グループ支援型の場合は、上記の 100 分の 75 となる。

※ 夜間又は早朝の場合は上記の 100 分の 125、深夜の場合は上記の 100 分の 150 となる。

## 9 身体介護を伴う・伴わないの判定基準

「身体介護を伴う」・「身体介護を伴わない」の別については、「移動支援支給内容確認票」によって判定します。

区 分	判定基準
身体介護を伴う	食事や排せつについて、介護者の支援を必要としたり、行動面において突発的な行動等があり、声かけのみではその行動が制止できないため、身体的な介護を要する等の判断がなされた場合（「移動支援支給内容確認票」でいずれか1つの項目に該当する場合）
身体介護を伴わない	上記の判断がなされなかった場合